

自己点検・評価シート

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点		評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
①	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定(授与する学位ごと)及び公表	1	学位授与方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。	建築学研究科では、建築学専攻の修了生には修士(建築学)、博士(建築学)、景観建築学専攻の修了生には修士(景観建築学)、博士(景観建築学専攻)を授与する。そして学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は、建築学専攻、景観建築学専攻それぞれにおいて、修士と博士で別々に設定している。よって学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されている。	なし	なし
			2	上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。	建築学専攻、景観建築学専攻の学位授与方針はともに、『立学の精神』において修得が求められている「高い知性」「善美な情操」「高雅な特性」および「高い知性、善美な情操、高雅な特性の総合」の各要素を、修士、博士の段階で修得すべき学習成果として具体化した形で定めている。その中で、建築学専攻はグローバルな視点、景観建築学専攻は自然との共生の視点を重視する形で具体化されており、両学科の違いも明確に示されている。以上から、授与する学位にふさわしい内容となっているといえる。	なし	なし
②	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	5	教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。	建築学研究科では、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を、建築学専攻、景観建築学専攻それぞれにおいて、修士課程と博士後期課程で別々に設定している。よって教育課程の編成・実施方針は、授与する学位ごとに設定されている。	なし	なし
			6	上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。	修士課程における教育課程の編成・実施方針は、建築学専攻、景観建築学専攻ともに、一級建築士の登録資格を得るために必要な実務経験2年を、修了時に満たす教育課程の体系、教育内容であること、演習の授業形態はスタジオでの対話型演習を中心にするなどを示している。一方、両専攻の学位授与方針の違いを反映し、建築学専攻では5年以上の建築教育を要求するUNESCO-UlA建築教育憲章に対応するため、建築学科と連続した6年一貫の教育課程の体系であること、景観建築学専攻では建築から自然との共生、景観映像情報技術までをも対象とする景観建築学のより高度かつ実践的な学びを、建築と公園、都市などの広域の住環境をともに対象とした建築・景観設計として統合する教育課程の体系であることも示している。この相違を踏まえ、教育内容、授業科目区分、授業形態に関する基本的な考え方も、両専攻で一部異なる点がある。 博士後期課程における教育課程の編成・実施方針は、両専攻ともに、社会において指導的な役割を担うことができる設計技術者、研究者、教育者となるために必要な研究能力を養成することを目的とした教育課程の体系、教育内容、授業科目区分、授業形態であることを示している。 以上から修士課程、博士後期課程それぞれ、教育についての基本的な考え方が、明確に示されているといえる。	なし	なし

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点	評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
			7 上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。	<p>既に述べた通り、修士課程と博士後期課程における教育課程の編成・実施方針は、両専攻の修士、博士の学位授与方針を反映したものになっており、学位授与方針に整合しているといえる。</p> <p>なお建築学部と建築学研究科の学位授与方針は、『立学の精神』を、学士、修士、博士の各段階で修得すべき学習成果として具体化したものであり、学部と大学院の一貫教育の観点から、学位授与方針の項目の構成は互いに整合させている。特に建築学科と建築学専攻・景観建築学専攻の修士課程は、6年一貫の学士修士課程としてJABEEの認定を受けることにより、UNESCO-UIA建築教育憲章に対応しているため、両者の学位授与方針の構成を同じにする必要がある。</p> <p>一方教育課程においては、学士課程に比べ、修士課程、博士後期課程の方が、学位授与方針に掲げた項目の総合により重点をおいている。そのため、多くの項目にまたがる演習科目やインターンシップ科目の教育課程に占める比重がより大きくなっている。</p>	<p>自己評価委員会評価結果における「カリキュラムツリー」において、学位授与方針に対応する各項目の中で、選択科目のみの項目や一科目で複数の項目となっている箇所等がある。」との指摘について、選択科目のみの項目はない。また一科目で複数の項目となっている箇所に関しては、現状説明で述べた通り、大学院の教育課程が、『立学の精神』に基づき定めた学位授与方針の項目の総合により重点をおいていることに起因しており、学位授与方針に適合している。よって現時点で修正の予定はない。</p>	なし
③	<p>教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p>	<p>○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮(【学士】) ・教養教育と専門教育の適切な配置(【学士】) ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等(【修士】【博士】) ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施 	10 全学的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と、各授業科目との関係の明確性 ・専門分野の学問の体系を考慮した教育課程編成 ・学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当 	<p>○各研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 建築学研究科の教育課程は、各専攻の教育課程の編成・実施方針と整合するよう、修士課程、博士後期課程の学年に順次科目を配当し、互いに有機的に関連させることにより、体系的に編成している。 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、個々の授業科目の内容及び方法、授業科目の位置づけ(必修、選択等)、各学位課程にふさわしい教育内容の設定 (建築学専攻修士課程) 教育課程の編成・実施方針において「5年以上の建築教育を要求するUNESCO-UIA建築教育憲章に対応するため、建築学科と連続し、スタジオ教育を中心とした6年一貫の教育課程を編成」と定めている。本方針に基づき、修士(建築学)の学位を授与するにふさわしい教育内容として、以下の通り教育課程を編成している。 インターンシップ科目は、一級建築士の資格を得るために必要な実務経験要件を、修士課程修了時に満たす上で必要不可欠な科目である。本研究科内に設置した一級建築士事務所「建築・都市デザインスタジオ」における半年の実務実習(建築設計実務:10単位)が必修であるのに加え、国内外の建築設計事務所や建設現場での設計・監理の実務、歴史的建造物の保存修復等の実務実習、計4単位以上を選択必修としている。 演習科目は、UNESCO-UIA建築教育憲章が定める一対一の対話型演習に相当し、スタジオ教育の中核をなす。学部より高度かつ実践的な建築設計課題に取り組む総合演習と、構造、設備、施工といった技術的側面からの検討を行う技術演習の両者を必修としている。最終学期には修士設計または修士論文のいずれかを選択必修としている。 理論科目は、インターンシップや実務において必要不可欠な専門知識や実践的能力を身につける必修科目、選択必修科目と、建築設計にかかわるより高度で最先端の専門知識に触れることができる選択科目からなる。 フィールドワーク科目は、他の科目で学習した知識や技術をより具体的に理解し、同時に自ら新しい問題を発見するための学外実習科目であり、1科目を必修、2科目を選択必修としている。 語学科目は、語学力を養成する選択科目として、トルコ語を開講している。 	なし	なし

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点		評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
					<p>授業方法に関しては、インターンシップ科目、演習科目においては教員の説明、スタジオでの一対一の対話型演習、中間講評や講評会における発表や教員の講評、理論科目においては講義、小テスト、実験・実習、レポート、フィールドワーク科目においては建築物や町並み、工事現場の見学、教員の説明、講演会への参加、レポート、語学科目においては教員の説明や学生との対話、小テストといった学修方法を組み合わせることにより、学生の理解を高めるよう配慮している。</p> <p>COVID-19への対応・対策としては、遠隔授業と対面授業を併用し、大学の活動制限レベルや感染拡大状況、各科目の授業内容を踏まえつつ、教育の質を可能な限り維持するよう、授業方法の調整を行っている。具体的には、インターンシップ科目、演習科目、語学科目における教員の説明、一対一の対話型演習、中間講評や発表や講評、理論科目における講義などは、Zoom と Google Classroom を併用し、活動制限レベルが2未満の場合は、登学してスタジオで受講しても、在宅で受講してもよいことを原則としている。定期試験の対面での実施は今のところ見合わせており、原則としてレポートで代替している。また授業中の小テストも、担当者によっては小レポート等に代替していることがある。一部、遠隔授業では困難な内容の授業に限って、感染対策を講じたうえで対面授業で実施している。フィールドワークに関しては、感染拡大状況を踏まえ、学外での実施が難しい場合は、学内での対面授業、またはZoom と Google Classroom を併用した講義とレポートの提出で代替している。</p> <p>(建築学専攻博士後期課程)</p> <p>教育課程の編成・実施方針において「建築学におけるより高度で幅広い学識を有し、社会において指導的な役割を担うことができる建築設計技術者、研究者、教育者となるために必要な研究能力を養成することを目的とした研究指導」を行うと定めている。本方針に基づき、博士(建築学)の学位を授与するにふさわしい教育内容として、以下の演習科目による教育課程を編成している。</p> <p>研究指導Ⅰ～Ⅵは、修士課程よりさらにレベルアップした理論的かつ実践的な研究指導を受けることにより、建築学に関する高度で幅広い学識を学ぶとともに、社会において指導的な役割を担うことができる建築設計技術者、研究者、教育者となるために必要な実践的能力を修得することを目的としている。3年間にわたって計6科目を順次、体系的に開講し、すべて必修としている。</p> <p>先端建築学演習は、建築学および建築学に関連する諸分野における先端的な研究内容や研究課題を理解するとともに、研究手法および学会発表、論文執筆の能力を身につけることを目的とした科目である。1年次に開講し、必修としている。</p> <p>授業方法に関しては、全ての科目において、ゼミ、個別指導、演習といった教育方法を効果的に組み合わせ、学生の理解を深めるよう配慮している。</p> <p>COVID-19への対応・対策としては、遠隔授業と対面授業の併用を原則としつつ、学生の個別の状況に応じ、学生と教員がその都度協議の上、授業方法の調整を行っている。</p> <p>(景観建築学専攻修士課程)</p> <p>教育課程の編成・実施方針において「建築から自然との共生、景観映像情報技術までをも対象とする景観建築学のより高度かつ実践的な学びを、建築と公園、都市などの広域の住環境をとともに対象とした建築・景観設計として統合する、スタジオ教育を中心とした教育課程を編成」と定めている。本方針に基づき、修士(景観建築学)の学位を授与するにふさわしい教育内容として、以下の通り教育課程を編成している。</p>		

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点	評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
				<p>インターンシップ科目は、一級建築士の資格を得るために必要な実務経験要件を、修士課程修了時に満たす上で必要不可欠な科目である。本研究科内に設置した一級建築士事務所「建築・都市デザインスタジオ」における実務実習(建築設計実務:10単位)および、国内外の建築設計事務所や建設現場での設計・監理の実務などへの参加(建築実務インターンシップⅠ・Ⅱ:計4単位)を必修としている。さらに建築よりもより幅広い、景観設計・施工の実務に関わるインターンシップにも参加できる。</p> <p>演習科目は、建築設計と景観設計を統合的に教育するスタジオ型の建築・景観設計教育であり、インターンシップ科目とともに、カリキュラムの中核をなす。1年次は学部より高度かつ実践的な建築設計課題に取り組む総合演習を必修としている。最終学期には修士設計または修士論文のいずれかを選択必修としている。</p> <p>講義科目は、インターンシップや建築実務において必要不可欠な専門知識や実践的能力を身につける科目と、景観映像情報技術や景観設計にかかわるより高度で最先端の専門知識に触れることができる科目によって構成し、必修または選択必修としている。</p> <p>実習科目(フィールドワーク)は、他の科目で学習した知識や技術をより具体的に理解し、同時に自ら新しい問題を発見するための学外実習科目であり、1科目を必修、2科目を選択必修としている。</p> <p>語学科目は、語学力を養成する選択科目として、トルコ語を開講している。</p> <p>授業方法に関しては、インターンシップ科目、演習科目においては教員の説明、スタジオでの一対一の対話型演習、中間講評や講評会における発表や教員の講評、講義科目においては講義、小テスト、実習科目においては建築物や庭園、町並み、工事現場の見学、教員の説明、講演会への参加、レポート、語学科目においては教員の説明や学生との対話、小テストといった学修方法を組み合わせることにより、学生の理解を高めるよう配慮している。</p> <p>COVID-19への対応・対策としては、遠隔授業と対面授業を併用し、大学の活動制限レベルや感染拡大状況、各科目の授業内容を踏まえつつ、教育の質を可能な限り維持するよう、授業方法の調整を行っている。具体的には、インターンシップ科目、演習科目、語学科目における教員の説明、一対一の対話型演習、中間講評や発表や講評、講義科目などは、ZoomとGoogle Classroomを併用し、活動制限レベルが2未満の場合は、登学してスタジオで受講しても、在宅で受講してもよいことを原則としている。定期試験の対面での実施は今のところ見合わせており、原則としてレポートで代替している。また授業中の小テストも、担当者によっては小レポート等に代替していることがある。一部、遠隔授業では困難な内容の授業に限って、感染対策を講じたうえで対面授業で実施している。学外でのフィールドワークに関しては、感染拡大状況を踏まえ、実施が難しい場合は、学内での対面授業、またはZoomとGoogle Classroomを併用した講義とレポートの提出で代替している。</p> <p>(景観建築学専攻修士後期課程)</p> <p>教育課程の編成・実施方針において「景観建築学におけるより高度で幅広い学識を有し、社会において指導的な役割を担うことができる建築・景観設計技術者、研究者、教育者となるために必要な研究能力を養成することを目的とした研究指導」を行うと定めている。本方針に基づき、博士(景観建築学)の学位を授与するにふさわしい教育内容として、以下の演習科目による教育課程を編成している。</p>		

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点	評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
				<p>研究指導Ⅰ～Ⅵは、修士課程よりさらにレベルアップした理論的かつ実践的な研究指導を受けることにより、景観建築学に関する高度で幅広い学識を学ぶとともに、社会において指導的な役割を担うことができる建築・景観設計技術者、研究者、教育者となるために必要な実践的能力を修得することを目的としている。3年間にわたって計6科目を順次、体系的に開講し、すべて必修としている。</p> <p>先端景観建築学演習は、景観建築学および景観建築学に関連する諸分野における先端的な研究内容や研究課題を理解するとともに、研究方法および学会発表、論文執筆の能力を身につけることを目的とした科目である。1年次に開講し、必修としている。</p> <p>授業方法に関しては、全ての科目において、ゼミ、個別指導、演習といった教育方法を効果的に組み合わせ、学生の理解を深めるよう配慮している。</p> <p>COVID-19への対応としては、現在在籍学生がいないため講じた措置はない。しかし在籍学生がいる場合は、遠隔授業と対面授業の併用を原則としつつ、学生の個別の状況に応じ、学生と教員がその都度協議の上、授業方法の調整を行う予定である。</p> <p>・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 授業時間中、および授業の前後の準備学習、復習も含めて45時間の学修を要する教育内容を1単位とする単位制度の趣旨に基づき、各科目の授業内容や授業形態に応じて単位数を設定している。</p> <p>・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 修士課程は両専攻とも、一級建築士の資格を得るために必要な実務経験2年を修了時に満たすことに配慮して、コースワークに重点をおいた教育課程を編成している。最初の1年半で集中的にコースワークを修めたのち、最終学期でリサーチワークとして、修士設計又は修士論文に取り組み、研究指導を受ける。</p> <p>博士後期課程は両専攻とも、社会において指導的な役割を担うことができる設計技術者、研究者、教育者となるために必要な研究能力を養成することに配慮して、リサーチワークに重点をおいた教育課程を編成している。3年間にわたって継続的にリサーチワーク(研究指導Ⅰ～Ⅵ)を修めるとともに、6年次にはコースワーク(先端建築学演習、先端景観建築学演習)により、先端的な研究課題を見出し、適当な研究方法を選択して研究を行う能力、および学会発表、論文執筆の能力を身につけるための教育を受ける。</p> <p>○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p> <p>建築学専攻は、グローバル社会に貢献できる国際的通用性を備えた、より高度な建築設計技術者及び自立した研究者・教育者の養成、景観建築学専攻は、自然と共生する社会に貢献できる、より高度な建築・景観設計技術者及び自立した研究者・教育者の養成を目的としている。両専攻とも、修士課程においては高度専門職業人としての設計技術者の養成に重点を置き、博士後期課程においては自立した研究者及び教育者の養成に重点を置いている。既に述べた両専攻の教育課程は、この目的や重点の置き方の違いに照らして適切に編成、実施されているといえる。</p>		

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点	評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
④	<p>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p>	<p>○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等) ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ・適切な履修指導の実施 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数(【学士】) ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施(【修士】【博士】) ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり</p>	<p>12 全学的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、どのような方法が取られているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施 ・1授業当たりの適切な学生数の設定と運用 ・単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保)を図る措置 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導</p>	<p>○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置 建築学研究科では、コースワークに重点をおいた教育課程を編成している修士課程においても、専攻ごとにふさわしい教育課程を編成し、各学年、各学期に精選した授業科目を配当することにより、学生が履修登録可能な総単位数を1学期につき20単位以下(学外実習科目、再履修科目を除く)に抑えている。これは、建築学部における単位数の上限(年50単位未満、1学期25単位以下)を下回っており、建築学部と同様に、単位の実質化が図られているといえる。なお博士後期課程に関しては、リサーチワークに重点をおいた教育課程を編成していることから、博士論文の執筆に向けた各自の研究活動の時間を確保するため、開講科目を計7単位に抑えた上で、すべて必修としている。 ・シラバスの内容及び実施 シラバスには、科目目的、到達目標、授業内容、授業計画、授業方法、準備学習(予習・復習等)、評価方法等が明示されている。学習成果の指標に関して、修士課程では「卒業(修了)認定・学位授与の方針との関連」において、JABEEプログラムにおける学習・教育到達目標のうち、特に対応する到達目標を◎、対応する到達目標を○と明示しているが、これらの到達度を、明示している成績評価方法により評価する。なおJABEEプログラムにおける学習・教育到達目標は、学位授与方針と一対一で対応している。博士後期課程は学位授与方針の達成のために特に重要な項目を◎、重要な科目を○と明示している。成績評価基準は、各科目のシラバスには記載がないが、全科目共通の成績評価基準を Student Guide に明示している。 授業内容とシラバスの整合性の確保に関しては、修士課程においては、全ての授業で提出を求めている授業報告書において、シラバスとの整合性の記載を求めるとともに、シラバスを変更した場合には学生への周知も合わせて求めている。 COVID-19への対応・対策としては、修士課程のシラバスは原則として平時の授業を想定して作成しているものの、活動制限レベルや感染拡大状況により、授業内容を変更せざるを得ない場合が生じている。その場合は、教育の質を可能な限り維持するように配慮しつつ、授業報告書に変更内容を記載することとしている。なお博士後期課程のシラバスは、遠隔授業でも実施可能な内容であり、特段問題はない。 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 修士課程では両専攻ともに、インターンシップ科目と演習科目がカリキュラムの中核をなす。演習科目においては、毎回の授業におけるスタジオでの一対一の対話型演習に加え、全学生が発表し、教員や学外の専門家が講評する講評会を行う。インターンシップ科目でも、毎回の授業における一対一の対話型演習を中心に、取り組んでいる実案件に合わせて、設計打合せや報告会における発表や教員の講評を適宜組み合わせる。 建築学専攻において、フィールドワーク科目では建築物や町並み、工事現場の見学、教員の説明、講演会への参加において、毎回のレポート提出を求める。講義を中心とした理論科目においても小テストやレポート作成などを組み合わせて、学生の授業への主体的参加を促す。 景観建築学専攻において、実習科目では建築物や町並み、工事現場の見学、教員の説明、講演会への参加において、毎回のレポート提出を求める。講義科目においても小テストやレポート作成などを組み合わせて、学生の授業への主体的参加を促す。</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点		評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
					<p>博士後期課程においては、両専攻ともに、ゼミ、個別指導、演習といった授業形態、授業方法を組み合わせることにより、学生の主体的参加を促す。 COVID-19への対応・対策としては、建築学研究科では遠隔授業を活用する場合も原則としてZoomによるライブ授業にすることにより、双方向性を確保し、学生の主体的参加を促す授業方法に配慮している。</p> <p>・適切な履修指導の実施 建築学研究科修士課程は建築学部と同様に、専攻、学年ごとに担任を置く担任制を取っている。前期と後期の授業開始前にガイダンスを実施し、専攻、学年ごとの担任が、各専攻の教務担当教員と連携しながら履修指導を行う。担任は、日々の個別指導や助言を行っているが、担任が学生と相互に、カリキュラムツリー上で履修状況の相互点検を行う。 博士後期課程の履修指導は、指導教員が各専攻の教務担当教員と連携しながら行っている。 COVID-19への対応・対策としては、ガイダンスを遠隔で行う場合も、Zoomによるライブで実施することとし、双方向性を確保した履修指導に配慮している。</p> <p>・研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施 修士課程においては、最初の1年半はコースワーク中心のカリキュラムであり、最後の半期でリサーチワークである「修士設計」または「修士論文」のいずれかを履修し、研究指導を受ける。学生は、複数の専任教員によって構成されるゼミの中から3つを選択し、その教員の研究指導を受けることになる。研究指導計画は「修士設計」「修士論文」それぞれについて、ゼミにかかわらず、専攻で共通のものとしてシラバスで明示されており、各教員はそれに基づき研究指導を実施する。 博士後期課程においては、必修である「研究指導Ⅰ～Ⅵ」のシラバスにおいて、半期ごとの研究指導計画が、専攻で共通のものとしてシラバスで明示されており、指導教員はそれに基づき研究指導を実施する。</p>		
⑤	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 <p>○成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり</p> <p>○学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり 	14	<p>全学的に見て、学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与は、どのように行われているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施 ・既修得単位等の適切な認定 ・学位授与における実施手続及び体制の明確性 	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 <p>授業時間中、および授業の前後の準備学習、復習も含めて45時間の学修を要する教育内容を1単位とする単位制度の趣旨に基づき、授業時間内のみならず、授業時間外での学習も成績評価の対象とし、それに基づく単位認定を行う。具体的には、各科目の授業形態に応じ、授業時間外での学習も含めて評価する小テスト、定期試験や、授業時間外における作業も要する図面、模型、レポート等の課題等を組みあわせ、多面的な成績評価を行う。これにより、単位制度の趣旨に基づく単位認定を担保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既修得単位の適切な認定 <p>修士課程は両専攻ともJABEE認定プログラムの一部を構成し、各学生が履修した各科目と学習・教育到達目標との関係の明示が求められることから、他大学や他研究科における既修得単位の認定は行っていない。博士後期課程においても、修了要件が7単位であることから、すべて自専攻で履修することとし、既修得単位の認定は行っていない。</p>	なし	なし

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点	評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
				<p>・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 修士課程は両専攻ともJABEE認定プログラムの一部を構成していることから、全ての科目において成績根拠資料の提出を求め、専攻長、教務担当委員、担任を中心とした専任教員がその妥当性を相互に点検できる体制を整えている。博士後期課程については、指導教員が中心になって成績評価を行うこととしているが、専攻長と教務担当委員がその妥当性を点検する。さらに博士論文の予備検討および本審査の各段階で、予備検討委員および調査委員が、その妥当性を再度点検する。 COVID-19への対応・対策としては、修士課程では、定期試験をレポートで代替すること以外は、原則としてシラバス通りの成績評価を行うとともに、成績根拠資料の提出を求めることにより、成績評価の客観性、厳格性を担保している。博士後期課程に関しては、成績評価の客観性、厳格性への特段の影響はない。</p> <p>・修了要件の明示 履修便覧に明示し、学生に公開しているほか、修士課程はカリキュラムツリーにおいても分かりやすく図示している。</p> <p>○学位授与を適切に行うための措置</p> <p>・学位論文審査基準の明示・公表 学位論文審査における審査項目は、履修便覧の「学位授与の手引き」に明示し、公表されている。修士課程においては、修士論文に代えて、特定課題研究(修士設計)の提出による修了も認めているが、その審査基準も同様に明示、公表されている。</p> <p>・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 修士論文又は修士設計、博士論文とともに、学位審査は主査および副査2名による審査を行うとともに、原則として専攻の全教員が参加し、その客観性と厳格性を確認する。特に博士論文に関しては、調査委員(主査および副査3名)の選出、および合格の判定を、建築学研究科委員会における投票により実施し、客観性、厳格性を確保する。 修士課程の修了は、修了に必要な単位の修得、および修士論文又は修士設計の提出、審査及び最終試験の合格が、博士課程の修了は、修了に必要な単位の修得、および博士論文の提出、審査及び最終試験の合格が条件となっており、いずれも修了認定は建築学研究科委員会にて行う。</p> <p>・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 学位授与に係る責任体制及び手続は、履修便覧の「学位授与の手引き」に明示している。</p>		

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点	評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
⑥	<p>学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p>	<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)</p> <p>○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>≪学習成果の測定方法例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 <p>○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり</p>	<p>全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのような方法で測定されているか。</p> <p>※その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用 ・当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握(特に専門的な職業との関連性が強い教育課程の場合) 	<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</p> <p>建築学専攻は、グローバル社会に貢献できる国際的通用性を備えた、より高度な建築設計技術者及び自立した研究者・教育者の養成、景観建築学専攻は、自然と共生する社会に貢献できる、より高度な建築・景観設計技術者及び自立した研究者・教育者の養成を目的としている。両専攻とも、修士課程においては高度専門職業人としての建築・景観設計技術者の養成に重点を置き、博士後期課程においては自立した研究者及び教育者の養成に重点を置いている。以上の重点の違いに配慮し、修士課程、博士後期課程で異なる学習成果の測定を行う。</p> <p>(修士課程)</p> <p>各学習・教育到達目標の達成度に関しては、シラバスの「卒業(修了)認定・学位授与の方針との関連」において、JABEEプログラムにおける学習・教育到達目標のうち、特に対応する到達目標を◎、対応する到達目標を○と明示した上で、各到達目標の達成度に関しては、その到達目標に対応する各科目の単位の修得状況や成績評価によって行うこととしている。具体的には、学習・教育到達目標と学位授与方針が一対一で対応していることから、担任が学生と相互に、カリキュラムツリー上で履修状況の相互点検を行うことにより、達成度の確認を行う。さらに、両専攻のカリキュラムの中核をなす演習科目においては、課題ごとに講評会を実施し、作品を展示することにより、課題担当外の専任教員や学外の専門家からの学習成果の確認・検証を受けている。</p> <p>すべての学習・教育到達目標を総合した達成度の評価は、GPAと、学部も合わせた6年間の学習の集大成である修士設計または修士論文の成績評価も併用して行う。修士設計、修士論文の成績評価は、学生が属するゼミの専任教員だけでなく、他のゼミの専任教員の評価も総合して行っているため、より公平性、客観性の高い達成度の評価となっている。また発表会には、専任教員のみならず学外の専門家も参加し、学習成果の確認・検証を受けている。また修士設計や修士論文の学会発表を奨励しており、学外の実務者や研究者の評価も受けている。</p> <p>(博士後期課程)</p> <p>両専攻ともに自立した研究者及び教育者の養成に重点を置き、リサーチワーク中心の教育課程を編成している。学位授与方針の各項目のうち、「A. 高い知性」の1年次の達成度に関しては、建築学専攻「先端建築学演習」、景観建築学専攻「先端景観建築学演習」の成績評価に基づき行う。これ以外の項目の達成度の測定方法は、各学生の研究テーマや研究内容により異なり、統一的で客観的な測定が困難なことから、すべての項目を総合した達成度の測定を、「研究指導Ⅰ～Ⅵ」の成績を通して半期ごとに行う。これらの達成度の測定の根拠となる成績評価は、指導教員が中心になって行うこととしているが、専攻長と教務担当委員がその妥当性を点検する。さらに博士論文の予備検討および本審査の各段階で、予備検討委員および調査委員が、その妥当性を再度点検する。</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点		評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
					<p>○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>学位授与方針、およびそこに明示されている学生の学習成果の把握、評価方法が、社会の要求に配慮されているかどうかを確認するため、高校やインターンシップ先の訪問、企業担当者を大学に招き行う企業説明会などの機会を通して、高校教員や企業等の意見を継続的に収集する。意見、要望は、適宜学科会議またはメーリングリストで報告、審議することにより、学位授与方針、および学習成果の評価、把握方法の再点検につなげている。</p> <p>学習成果の把握、評価は、JABEEの認定基準で求められている学習・教育到達目標の達成度の評価、把握とも合致することから、学部の専任教員がJABEEの研修会やワークショップに参加することにより、把握、評価方法の改善を目指す。</p>		
⑦	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	18	教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。	<p>教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、各専攻のカリキュラム検討委員会において毎年行うほか、年度途中に生じた事案については各専攻の専攻会議で行う。点検・評価の際には、前述した学習成果の測定結果も活用する。その結果を踏まえ、専攻単位で対応可能な改善・向上の取り組みは専攻ごとに行うが、特に重要な事項については、各専攻の自己評価委員会を経て、建築学研究科自己評価委員会が点検・評価を行う。</p>	なし	なし
			19	上記の自己点検・評価結果に基づき、教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。	<p>教育課程及びその内容、方法の改善・向上について、主に教育課程やシラバスに関わる内容は、各専攻のカリキュラム検討委員会を経て、学科会議で議論し、改善・向上につなげている。またシラバスよりもさらに詳細、具体的な教育方法の改善・向上についても、各専攻の専攻会議で継続的に議論し、改善・向上につなげている。</p>	なし	なし
			20	上記において、学習成果の測定結果は、教育課程及びその内容、方法の改善にどのように活用されているか。	<p>主に大学院全体(機関レベル)で行われている測定結果の共有は研究科委員会で行うが、研究科委員ではない専任教員にも共有すべき内容は、建築学部教授会または各専攻の専攻会議で共有することにより活用している。また専攻独自で行っている測定結果は各専攻の専攻会議で共有することにより活用している。</p>	なし	なし